

久喜市国民健康保険保養施設に関する規則を廃止する規則

久喜市国民健康保険保養施設に関する規則を廃止する規則（平成２２年久喜市規則第１２７号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による廃止前の久喜市国民健康保険保養施設に関する規則第９条の規定により助成金の交付を受けた者については、同規則第１１条の規定は、同日後もなおその効力を有する。